

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部規制課（06-4393-6242）
処分課（担当）名	貯蔵又は取扱いを行う場所を管轄する消防署（危険物担当）
処分の名称	休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長承認
概 要	地下に埋設された配管は、定期に漏れの点検を実施しなければなりません。危険物の貯蔵及び取扱いが休止され、かつ、保安上支障がないと認められるときは、当該配管の所有者、管理者又は占有者の申請に基づき、漏れの点検期間を延長することができます。
根拠法令等 及び条項	・危険物の規制に関する規則第62条の5の3第3項
審査基準	・「既設の地下貯蔵タンクに対する流出防止対策等に係る運用について」 （平成22年7月8日消防危第144号消防庁危険物保安室長通知） ・「既設の地下貯蔵タンクに対する流出防止対策等に係る運用について（第1 審査上に関する留意事項）」 （平成22年11月2日消設第602号保安・規制担当課長通知） ・審査基準は、大阪市ホームページにそれぞれ掲載しています。 （http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/page/0000307817.html）
標準処理期間	5 日
経由日数	なし
提出先	貯蔵又は取扱いを行う場所を管轄する消防署（危険物担当）
提出時期	漏れの点検期間を延長しようとするとき
提出方法	所有者、管理者又は占有者は、休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長申請書（危険物の規制に関する規則 別記様式第43）による申請書2通及び関係図書を添付し大阪市長（貯蔵又は取扱いを行う場所を管轄する消防署危険物担当）あて提出してください。
手数料	なし
相談窓口	貯蔵又は取扱いを行う場所を管轄する消防署（危険物担当）
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shopbo/
備 考	